

## 審査事務規程の一部改正概要

## 1. 背景

審査事務規程において、ブレーキテスタによる検査方法と制動力の総和基準（検査時車両重量の50%）が定められていますが、最近、主に雨天時の検査において総和基準に適合しない事例が発生しており、その原因を調査した結果、ブレーキの制動力を前軸により重点的に配分する車両設計が近年は一般的になってきていることなどから、前軸のブレーキの制動力がタイヤとブレーキローラーの摩擦力の限界を超える場合が、特に雨天時にブレーキローラーが濡れているときに多く発生していることが判明しました。このことから、ブレーキローラー湿潤時については50%よりも低い判定値を適用することとしました。

すれ違い用前照灯の照射方向については、エルボ一点の位置について上下及び左右方向の範囲が定められていますが、前照灯の技術進歩による配光特性の多様化に伴い、エルボ一点の位置を正確に特定することが困難な場合等においては照射方向の左右の測定誤差が大きくなる事例が発生しています。

このため、夜間の視認性や対向車等への眩惑防止といった安全面の検証を行い、エルボ一点位置の判定値を見直すこととしました。

走行用前照灯については、主光軸の向きと最低及び最高光度が定められていますが、前照灯の技術進歩による配光特性の多様化に伴い、種々ある走行用ビームの中には、すれ違い用ビームの照射方向を調整した場合、走行用ビームの主光軸の向きが水平よりも上向きや左右方向に照準するものがみられます。このため、夜間における視認性を確保するための照射方向の範囲について安全面の検証を行い、走行用前照灯の照射方向の主光軸の向きの判定値を見直すこととしました。

## 2. 改正概要

## (1) ブレーキテスタを用いた制動装置の性能に関する適合性の確認方法

## 【適用対象】

ブレーキテスタを用いた検査において総和 50%基準（被牽引自動車にあっては制動力の和50%基準）が適用される自動車

## 【改正概要】

いわゆる総和 50%の判定値は、「乾燥状態」における規定であること、ブレーキローラー湿潤時についてはタイヤとブレーキローラー間の摩擦係数が低下することなどを踏まえ、ブレーキローラー湿潤時のみ40%の判定値を適用します。

なお、制動力計測時に前車軸の全ての車輪がロックし、それ以上制動力を計測することが困難な場合には、その状態で総和に対し適合すると見なしてよいという取り扱いは、現行どおりとします。

## 【適用時期】

施行日より適用します。

## (2) ヘッドライトテスタを用いた前照灯の性能に関する適合性の確認方法

① すれ違い用前照灯の照射方向

【適用対象】

被牽引自動車を除く自動車

【改正概要】

10m 前方の位置におけるエルボ一点の左右方向の合格範囲については、国連協定規則改正案においてカットオフラインの水平性の定義に用いられている中央から 27cm(1.5°)のラインまで拡大した場合における安全上の特段の支障がないことが確認されたことから、以下の下線部のとおり改正します。

なお、路面照射点における光度は、現行どおり 6,400cd 以上とします。

また、カットオフを有しないすれ違い前照灯の最高光度点の位置と光度の判定値は現行どおりとします。

前方 10m の位置において、当該照明部の中心を含む水平面より下方 2cm の直線及び下方 15cm の直線(当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあつては、下方 7cm の直線及び下方 20cm の直線)並びに当該照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左右にそれぞれ 27cm の直線に囲まれた範囲にあること。

【適用時期】

施行日より適用します。

② 走行用前照灯の照射方向

【適用対象】

被牽引自動車を除く自動車

【改正概要】

現在の主光軸の向きに基づく照射方向の合格範囲を上方向に 10cm 拡大するとともに、左右方向の合格範囲についてすれ違い前照灯のエルボ一点の合格範囲と同様にそれぞれ 27cm とした場合における安全上の特段の支障がないことが確認されたことから、以下の下線部のとおり改正します。

最高光度については、現行どおり四灯式以外のものは 1 灯につき 15,000cd 以上、四灯式のもの 12,000cd 以上とします。

最高光度点は、前方 10m の位置において、当該前照灯の照明部の中心を含む水平面より 上方 10cm の直線及び当該水平面より当該照明部中心高さの 5 分の 1 下方の直線並びに当該照明部の中心を含み、かつ車両中心線と平行な鉛直面より 左右にそれぞれ 27cm の直線に囲まれた範囲にあること。

【適用時期】

施行日より適用します。

3. スケジュール

公布：平成 20 年 1 月下旬 予定

施行：平成 20 年 2 月 3 日 予定